

令和7年度 保育施設等利用案内



大和町イメージキャラクター アサヒナサブロー

【問合せ先】大和町役場子ども家庭課

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL : 022-345-7503 (直通) FAX : 022-345-7240

ホームページ <https://www.town.taiwa.miyagi.jp>

〈 も く じ 〉

1. 利用できる施設について	1
2. 認定について	2
・利用のための認定（教育・保育給付認定）について	2
・保育必要量（利用可能時間）について	3
・無償化のための認定（子育てのための施設等利用給付認定）について	3
・利用可能時間のイメージ	3
3. 保育施設の利用について（2・3号認定）	4
・利用手続きについて	4
・認定と利用の申請に必要な書類	5
・利用保留（待機）となった場合について	6
・利用の決定方法等	6
・障がい児保育事業について	6
・留意事項	6
・保育所等利用料と副食費の減免について	7
・保育施設の情報（認可保育所・事業所内保育・小規模保育）	8
・保育施設の情報（認定こども園（2・3号認定））	9
・保育所等利用料基準額表	10
4. 教育施設の利用について（1号認定）	11
・利用手続きについて	11
・食材料費の実費徴収について	11
・預かり保育について	11
・施設の情報について（認定こども園（1号認定））	12
5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について	13
6. 広域利用について	14
・大和町外の施設の利用を希望する場合（1号認定）	14
・大和町外の施設の利用を希望する場合（2・3号認定）	14
・大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合	14
7. よくある質問	15
・利用申請について	15
・保育施設の利用継続について	16
・町外からの申請・町外施設の利用（広域利用）について	16
・利用時間について	16
・保育所等利用料について	17
・認定変更について	17
8. 施設一覧	18
資料	
・大和町保育所等利用調整基準	29
・大和町病後児保育施設のご案内	31

1. 利用できる施設について

大和町では保育施設（認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所、認定こども園（保育部分））と、教育施設（認定こども園（幼稚園部分））があります。

各施設類型の特徴などは次のとおりです。

〈保育施設等の種類について〉

	施設類型		特徴	対象年齢	必要な認定
保育施設	認可保育所（園）		・保護者の就労や病気などの理由により家庭で児童の保育が出来ないとき、家庭に変わって保育を実施する児童福祉施設です。	0歳から就学前	2・3号認定（保育認定）
	認定こども園（保育部分）	幼保連携型	・教育・保育を一体的に行い、保育所の機能と幼稚園の機能をあわせ持つ施設です。	0歳から就学前	
		幼稚園型	・満3歳以上のお子さんについては、保護者の就労等の状況が変わっても、利用のための認定を変更することで、通い慣れた園を継続して利用できます。	3歳児から就学前	
	小規模保育事業所		・少人数（19人以下）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設です。	0歳から2歳児まで	
	事業所内保育所（地域枠）		・事業所の従業員のお子さんを対象として保育を行う施設ですが、地域枠として大和町のお子さんの受入も行っています。 ・その他の特徴は、小規模保育事業所と同様です。	0歳から2歳児まで	
教育施設	認定こども園（幼稚園部分）		・保護者の就労状況等に関らず、利用が可能で、幼児教育を行います。 ・預かり保育が利用できます。 ・その他の特徴は認定こども園（保育部分）と同様です。	満3歳から就学前	1号認定（教育認定）

2. 認定について

■利用のための認定（教育・保育給付認定）について

保育施設等を利用するためには、事前に大和町から認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

認定区分	児童の 年 齢	保育の 必要性	保育の必要量	保育所等利用料		利用できる施設	申請先
				保育料	食材料費		
1号認定 （教育認定）	満3歳以上	—	なし	無	有	認定こども園（教育部分）	利用希望施設
2号認定 （保育認定）	3歳以上	有	保育標準時間	無	有	認可保育所， 認定こども園（保育部分），	子ども家庭課
3号認定 （保育認定）	3歳未満		保育短時間	有	無	小規模保育所， 事業所内保育所	

<保育認定の事由>

保育施設を利用できる児童は、大和町に住所があり、保護者が下記のいずれかの事由に該当する方です。

就 労	家庭外（内）労働：児童の保護者が仕事をしている場合（月64時間以上就労） ※育児休暇を終了し、復職することを前提に利用する場合は、利用開始日から1か月以内の復職が必要です。 （例：4月1日から保育所利用開始の場合、4月～5月1日の間に復職）
妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後の場合 （入所期限：産前産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
疾病・障害	児童の保護者が病気や負傷等の疾病、または心身に障がいがある場合
介 護 等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、疾病が長期にわたっている人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあっている場合
災 害 復 旧	震災、風水害等その復旧にあたっている場合
求 職 活 動	児童の保護者が求職活動中（起業準備を含む）の場合 （入所期限：新規入所の場合→入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで 入所中に退職した場合→退職日の翌日から90日を経過する日が属する月の末日まで）
就 学	児童の保護者が就学している場合（月64時間以上就学）
虐待やDVのおそれがある場合	
保護者が出産し育児休業を取得した場合、既に保育施設を利用中の児童については、出生児童が満1歳に達する前日まで継続利用ができる。（※出生児童が満1歳に達する前日時点で最終学年（5歳児）である児童の場合は、年度末まで）	
その他、上記に類する状態として町が認める場合	

■保育必要量（利用可能時間）について

保育認定区分により保育の必要量（施設の利用時間等）が異なり、勤務時間や通勤時間等保育を必要とする時間に応じて利用ができます。※保育時間外の利用は延長保育（料金別途負担）となります。

- （１）保育標準時間（保育時間最大 11 時間まで）：原則保護者の就労時間が月 120 時間以上
- （２）保育短時間（保育時間最大 8 時間まで）：原則保護者の就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満

※保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合は、保育時間は低い方に合わせます。

※月 120 時間未満であっても、正当な理由（通勤時間の都合等）がある場合は、申出により、標準時間認定を受けることも可能です。

※保育を必要とする事由が就労以外の方は、P29 大和町保育所等利用調整基準を参照してください。

■無償化のための認定（子育てのための施設等利用給付認定）について

・認定こども園（幼稚園部分）を利用しながら教育時間終了後に保育を必要とする場合、事前に認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けると無償化の対象となります。認可保育所や認定こども園を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」と区別するために、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定区分を「新 2 号認定」または「新 3 号認定」と表記します。

区分	対象者
新 2 号認定	3 歳以上（年少クラス以上）・保育の必要性有
新 3 号認定	満 3 歳児・保育の必要性有・住民税非課税世帯

・申請先：利用する施設

※預かり保育については P11 に記載しております。

■利用可能時間のイメージ

認定区分・保育必要量ごとの利用可能時間はおおむね次のようになります。

	7:15	8:15	9:00	14:00	16:15	18:15	19:15
保育短時間認定 (2・3号認定)							
	延長保育	保育短時間認定（最大で8時間）				延長保育	
保育標準時間認定 (2・3号認定)							
	保育標準時間認定（最大で11時間）						延長保育
教育認定 (1号認定)							
	預かり保育	教育標準時間認定 (各施設の設定時間)		預かり保育			

※実際の開園時間は施設によって異なります。

3. 保育施設の利用について（2・3号認定）

■ 利用手続きについて

（1）申請から利用決定までの流れ

	第1回利用調整	第2回利用調整	第3回利用調整	年度途中 (令和7年5月以降利用開始)
受付期間	令和6年10月1日(火)～ 令和6年10月31日(木)	令和6年11月1日(金)～ 令和7年2月10日(月)	令和7年2月12日(水)～ 令和7年3月10日(月)	下記(2)のとおり
	月曜日から金曜日（ただし祝日を除く） 午前8時30分から午後5時30分			
受付場所	大和町役場子ども家庭課（杜の丘出張所では受付できません。）			
利用調整枠	新規受入可能枠の 9割程度	新規受入可能枠の残り1割 程度＋第1回目の辞退枠	第2回目までの辞退枠	年度途中の空き枠 (随時)
内定通知／ 利用保留（待機） 通知の送付	令和6年12月下旬 (郵送)	令和7年2月中旬 (郵送)	令和7年3月中旬 (内定者：電話／待機児 童：郵送)	申請締切後各月中旬 (内定者：電話／待機児 童：郵送)
面談 (内定者のみ)	令和7年1月中旬頃までに 内定施設において実施。	令和7年2月下旬頃までに 内定施設において実施。	令和7年3月中旬頃までに 内定施設において実施。	利用開始前月下旬頃までに 内定施設において実施
利用決定通知 及び給付認定 証の送付	令和7年1月下旬～ 2月上旬	令和7年3月上旬	令和7年3月下旬	利用開始前月下旬

（2）年度途中（令和7年5月以降利用開始）の受付期間一覧

利用開始日	受付期間	利用開始日	受付期間
5月1日	3月11日(火)～4月10日(木)	10月1日	8月12日(火)～9月10日(水)
6月1日	4月11日(金)～5月9日(金)	11月1日	9月11日(木)～10月10日(金)
7月1日	5月12日(月)～6月10日(火)	12月1日	10月14日(火)～11月10日(月)
8月1日	6月11日(水)～7月10日(木)	1月1日	11月11日(火)～12月10日(水)
9月1日	7月11日(金)～8月8日(金)	2月1日	12月11日(木)～1月9日(金)
		3月1日	1月13日(火)～2月10日(火)

■認定と利用の申請に必要な書類

必要事項を記入し、必要な書類を添付してください。

① 教育・保育給付認定(変更)申請書・保育所等利用申込書
② 家庭状況等調査表
③ 保育を必要とする状況を確認する書類 ※保護者及び <u>高校生を除く18歳以上の同居者分（65歳未満の祖父母等）</u> （住民票上、世帯分離をしていますが、同じ家屋に居住している場合は同居となります。） （就労証明書、保育を必要とすることの申告書（証明書））
④ 児童心身状況書
-----以下は、該当する場合のみ提出-----
⑤ 市町村民税（非）課税証明書（下記のいずれか） ※保護者分 （１） 利用希望月が４～８月で、令和６年１月１日時点で大和町に住民登録がない場合 →令和６年度市町村民税（非）課税証明書（令和６年１月１日時点の住所地で発行） （２） 利用希望月が９～３月で、令和７年１月１日時点で大和町に住民登録がない場合 →令和７年度市町村民税（非）課税証明書（令和７年１月１日時点の住所地で発行）
⑥ 児童の戸籍謄本・児童扶養手当証書・大和町母子・父子家庭医療費助成受給者証のいずれかの写し一点 （ひとり親世帯の場合）
⑦ 各種手帳等の写し及び生計同一申立書（下記の手帳等の交付を受けている方が保護者と生計を一にする場合） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害年金の受給が確認できる書類
⑧ 別生計であることの申立書（父母が市町村民税非課税であり、祖父母と同居していて生計を別にしている場合） 生活費が別々であることを証明する書類（生活費を保護者が負担していることがわかる通帳の写し等）
⑨ 生活保護受給証の写し（生活保護世帯の場合）
⑩ 在園証明書（未就学の兄弟姉妹が幼稚園または認可外保育所に入園している場合）
⑪ 転入予定申立書及び転入予定がわかる下記のいずれかの書類（転入予定での申請の場合） （１） 売買契約書（工事請負書）の写し（戸建て住宅を建築の場合） （２） 賃貸借契約書の写し（賃貸物件に入居予定の場合） （３） 同居予定申立書（既に大和町に居住している親族世帯との同居等の場合）
⑫ 申請者（保護者）のマイナンバーカードおよび本人確認ができる下記のいずれかの書類を窓口で提示してください。 （１） マイナンバーカード（顔写真付のもの） （２） 個人番号通知カードおよび顔写真付の身分証明書（運転免許証等） （３） 個人番号記載の住民票および顔写真付の身分証明書（運転免許証等） ※顔写真付の証明書をお持ちでない方は、資格確認書・年金手帳・その他官公署からの発行書類で 「氏名・生年月日」または「住所・氏名」の記載があるもののうちいずれか２点を提出願います。
⑬ マイナンバーカードまたは通知カードを窓口で提示してください。 （単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者（祖父母等）等 がいる場合、その方の分） ※保育所等利用料の決定または副食費免除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります。
⑭ その他事実を確認できる書類

■利用保留（待機）となった場合について

- ・利用調整の結果、定員に空きがない等の理由で待機となった場合、利用保留（待機）通知を送付します。
年度内は申請の取下がない限り翌月以降も利用調整の対象となりますが、利用保留通知は初回のみ送付します。
- ・2回目以降の利用調整については、利用内定となった場合のみ電話で連絡します。（以降の流れについてはP4参照）
- ・利用保留通知後に現在の待機状況の証明が必要な場合は、別途子ども家庭課へ申請が必要です。

■利用の決定方法等

- ・利用調整基準（P29）に従い、入所児童選考会議において提出していただいた書類の審査を行い、保育を必要とする程度の高い児童から利用を内定します。内定後、保育施設との面談を行います。
- ・保育施設との面談の結果、施設がお子さんを安全に保育ができると判断した後に入所決定となります。面談の結果によっては入所できない場合がありますので、ご承知いただくとともに、申請の際はお子さんの持病・アレルギー等の情報は漏れなく記載してください。
- ・定員に空きがない場合や利用希望者が多数の場合、待機となる場合があります。あらかじめご了承ください。

■障がい児保育事業について

発達の遅れや障がいなどがあり集団保育生活に配慮が必要な児童について、発達状況を踏まえながら集団生活の中での成長を支援するため、専属の保育士を配置し対応をしております。希望される方は、事前に見学・相談を行っておりますので、希望施設または子ども家庭課・担当保健師へご連絡ください。

■留意事項

- ・申請締切日必着です。期日までに提出書類が整わない場合、利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・新規利用の児童は、利用日から数日間は慣らし保育を行うため、早めの降所になります。慣らし保育は個人によって差があるため、必要日数は保育施設と相談のうえ決定しますので、保護者の復職日等は慣らし保育期間を踏まえてあらかじめ調整願います。なお、慣らし保育期間中も保育所等利用料は発生します。
- ・私的理由により長期欠席する場合、その期間についても保育所等利用料が発生します。
なお、2か月を超えて長期欠席する場合は、原則退所となります。
- ・利用決定後または利用中に、申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合には、保育所等を退所となります。
- ・利用申請後、申請内容に変更が生じた場合は、その都度必ず届出が必要です。
例）会社等を退職した、離婚または婚姻した、就労内容に変更があった場合等
- ・公平性を保つため、**年1回保育を必要とする状況を確認する書類（現況届）を提出する必要があります。**

なお、提出された書類の記載内容について、必要に応じて町職員が発行元に確認する場合がありますのでご承知願います。

- ・下記に該当する場合は、継続的な保育所の利用ができなくなりますのでご注意ください。

①保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

※保護者の就労時間が月64時間未満の場合や、「求職活動中」の方で支給認定期間内に、認定要件を満たした「就労証明書」が提出できない場合等

②保護者の就労状況が不明確な場合

■ 保育所等利用料と副食費の減免について

(1) 保育所等を利用する場合に発生する利用者負担

「0～2歳児クラスのお子さんの保育所等利用料」及び「3～5歳児クラスのお子さんの副食費の免除」については、お子さんが属する世帯の市町村民税所得割額を基に決められます。

(2) 保育所等利用料の算定方法

① 算定対象者について

保育所等利用料や副食費の免除対象者については保護者の市町村民税所得割額を基に算定しており、次の扶養親族参入対象とします。

 祖父母等と同居していない場合	 祖父母等と同居している場合 (住民登録がない場合や世帯分離の場合も同居とみなします。)	
父・母、事実婚の父母（保護者）の市町村民税所得割額の合計で算定します。	 父母が課税の場合	 父母が非課税の場合
	父・母、事実婚の父母（保護者）の市町村民税所得割額の合計で算定します。	祖父母等同居者の中で最も収入が高い方の市町村民税所得割額で算定します。

※  の場合であっても、祖父母等と、子どもが属する世帯で生計が別である場合は「別生計であることの申立書」に「生活費が別々であることを証明する書類」を添付して提出していただくことで、祖父母等を参入対象としません。

② 未申告・修正申告等

- ・税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育所等利用料は最高階層の金額に決定する場合があります。（申告により課税額が確定した場合は遡って保育所等利用料を算定します。）
- ・修正申告等により、課税額が変更となった場合は、変更日の属する月の翌月分から保育所等利用料が変更されます。

(3) 保育所等利用料及び副食費の算定対象時期

前期分（4～8月分まで）と後期分（9～3月分まで）で課税年度を分けて決定しますので、前期と後期では保育所等利用料や副食費の免除対象が変わることがあります。令和7年度の保育所等利用料の算定対象年度は次のとおりです。

対象月	算定根拠となる税
前期分（4～8月分）	令和6年度市町村民税所得割額（令和5年1月1日～12月31日の収入）
後期分（9～3月分）	令和7年度市町村民税所得割額（令和6年1月1日～12月31日の収入）

(4) 副食費の免除について

3～5歳児クラスのお子さんは、食材料費の実費負担が発生します。（主食費+副食費）

以下のいずれかに該当する児童は、副食費の負担が免除されます。副食費の免除対象者へは、別途通知します。

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額 57,700 円未満、ひとり親世帯等は市町村民税所得割額 77,101 円未満）の児童 ※（2）①と同じ算定方法で判定されます。	第3子以降の児童 （第1子と第2子が未就学の場合）

■ 保育施設の情報 （認可保育所・事業所内保育・小規模保育）

区分	認可保育所		地域型保育事業（町の認可事業）					
			事業所内保育事業		小規模保育事業（A 型）			
施設名称	大和町もみじヶ丘 保育所	杜の丘保育園	たいわっこ保育園		バイリンガル保育園 吉岡		バイリンガル保育園 杜の丘	
設置主体	公立（大和町）	社会福祉法人 宮城愛育会	社会福祉法人 まほろば		カラマンディ 株式会社		カラマンディ 株式会社	
住所	もみじヶ丘三丁目 32 番地の 1	杜の丘一丁目 13 番地内	吉岡まほろば 二丁目 2 番地の 4		吉岡字古館 67 番地		杜の丘一丁目 11 番地の 6	
電話	022-358-8555	022-347-4711	022-779-7787		022-341-1652		022-779-6107	
設置日	平成 5 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日		平成 29 年 4 月 1 日	
職員体制	所長・ 副所長・ 主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員・業務員	園長・ 主任保育士・ 副主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員	園長・ 副主任保育士・ 保育士・栄養士・ 看護師・調理員・ 事務員		施設長・ 保育士・栄養士・ 看護師・調理員		施設長・ 保育士・栄養士・ 看護師・調理員	
利用定員	120 名		120 名		8 名（地域枠）		12 名	
対象児童	生後 6 か月から 未就学児		生後 2 か月から 未就学児		生後 4 か月から 2 歳児		生後 2 か月から 2 歳児	
開設 時間 保 育 時 間	標準	平日 7：00～19：00	平日 7：00～19：00	平日 7：30～19：00	平日 7：30～18：30	平日 7：30～18：30		
		土曜 7：00～18：00	土曜 7：00～19：00	土曜 7：30～19：00	土曜 7：30～18：30	土曜 7：30～18：30		
	短	平日 7：00～18：00	平日 7：00～18：00	平日 7：30～18：30	平日 7：30～18：30	平日 7：30～18：30		
		土曜 7：00～18：00	土曜 7：00～18：00	土曜 7：30～18：30	土曜 7：30～18：30	土曜 7：30～18：30		
		平日 8：00～16：00	平日 8：00～16：00	平日 8：00～16：00	平日 8：00～16：00	平日 8：00～16：00		
土曜 8：00～16：00	土曜 8：00～16：00	土曜 8：00～16：00	土曜 8：00～16：00	土曜 8：00～16：00	土曜 8：00～16：00			
延長 保育 料金	保護者の就労時間により、1 日 11 時間保育（保育標準時間）と 8 時間保育（保育短時間）に区分され、 上記の保育時間を越えての利用は以下のとおり別途延長料金がかかります。							
	1 時間延長：月額 2,000 円 2 時間延長：月額 4,000 円 以後 1 時間ごと 500 円加算 上限 5,000 円		30 分延長：月額 1,000 円／上限 5,000 円					
布団 リース	リース代： 月額 1,200 円	リース代：無料	各自持ち込み		リース代：無料		リース代：無料	
おむつ 処分代	無料で処分	無料で処分	無料で処分		無料で処分		無料で処分	
給食	完全給食	完全給食	完全給食		完全給食		完全給食	
給食費 （3 歳 児以上 のみ）	主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,500 円	主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,700 円						
	※給食費については変動の可能性があります。							

※利用定員は継続児童を含めます。

※上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

■ 保育施設の情報（認定こども園（2・3号認定））

区分		認定こども園（保育部分（2，3号認定））									
		幼保連携型								幼稚園型	
施設名称	菜の花こども園		大和すぎのこども園		すみれの花こども園		みやの森こども園		もみじが丘幼稚園		
設置主体	社会福祉法人 たちばな会		社会福祉法人 柏松会		社会福祉法人 たちばな会		学校法人 たちばな学園		学校法人 おとり学園		
住所	吉岡字館下 38 番地		吉岡字町裏 16 番地		吉岡まほろば一丁目 5 番地の 25		宮床字松倉 91 番地		もみじヶ丘二丁目 2 番地の 2		
電話	022-739-9056		022-344-0031		022-739-7263		022-346-2329		022-358-1414		
設置日	平成 23 年 4 月 1 日		平成 25 年 4 月 1 日		平成 31 年 4 月 1 日		平成 3 年 4 月 1 日		平成 4 年 4 月 1 日		
職員体制	園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・副園長・ 主幹保育教諭・ 事務員・ 保育教諭・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・ 副園長・教頭・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・事務員・ 3 環境整備員・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 幼稚園教諭・ 業務員		
利用定員	90 名		120 名		90 名		165 名		20 名		
対象児童	生後 3 か月から 未就学児		生後 2 か月から 未就学児		生後 3 か月から 未就学児		生後 3 か月から 未就学児		満 3 歳児から 未就学児		
開設時間	平日	7：00～19：00	平日	7：15～19：15	平日	7：00～19：00	平日	7：15～19：15	平日	7：30～18：30	
	土曜	7：00～18：00	土曜	7：15～18：15	土曜	7：00～18：00	土曜	7：15～18：15	土曜	7：30～18：00	
保育時間	標準	平日	7：00～18：00	平日	7：15～18：15	平日	7：00～18：00	平日	7：15～18：15	平日	7：30～18：30
		土曜	7：00～18：00	土曜	7：15～18：15	土曜	7：00～18：00	土曜	7：15～18：15	土曜	7：30～18：00
	短	平日	8：00～16：00	平日	8：15～16：15	平日	8：00～16：00	平日	8：15～16：15	平日	8：00～16：00
		土曜	8：00～16：00	土曜	8：15～16：15	土曜	8：00～16：00	土曜	8：15～16：15	土曜	8：00～16：00
延長保育料金	保護者の就労時間により、1 日 11 時間保育（保育標準時間）と 8 時間保育（保育短時間）に区分され、上記の保育時間を越えての利用は以下のとおり別途延長料金がかかります。										
	1 時間延長：月額 2,000 円 2 時間延長：月額 4,000 円 以後 1 時間ごと 500 円加算								月額 1,500 円		
	上限 5,000 円						上限 4,500 円				
布団リース	リース代： 月額 1,100 円		リース代： 月額 1,200 円		リース代： 月額 1,100 円		リース代： 月額 1,200 円		各自持ち込み		
おむつ処分代	おむつ処分代： 月額 300 円		おむつ処分代： 月額 400 円		おむつ処分代： 月額 300 円		おむつ処分代： 月額 300 円		保護者へ返却		
上乗せ徴収	3 歳以上児：月額 800 円 （教育充実費）		無し		3 歳以上児：月額 800 円 （教育充実費）		3 歳以上児：月額 6,000 円 3 歳未満児：月額 4,000 円 （施設協力費・ 環境整備費・教育充実費）		無し		
給食	完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		
給食費 （3 歳 児以上 のみ）	主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 5,000 円		主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,500 円		主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 5,000 円		主食費：月額 1,700 円 副食費：月額 5,600 円		主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,850 円		
	※給食費については変動の可能性があります。										

■ 保育所等利用料基準額表

【 月額／円 】

階層区分	定義		認定区分	
			保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯, 里親等		0	0
第 2 階層	第 1 階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0
第 3 階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	12, 000 円未満	10, 000	9, 800
第 4 階層		12, 000 円以上 24, 000 円未満	15, 000	14, 700
第 5 階層		24, 000 円以上 48, 600 円未満	19, 000	18, 600
第 6 階層		48, 600 円以上 77, 100 円未満	24, 000	23, 500
第 7 階層		77, 100 円以上 97, 000 円未満	30, 000	29, 400
第 8 階層		97, 000 円以上 124, 000 円未満	37, 000	36, 300
第 9 階層		124, 000 円以上 169, 000 円未満	44, 000	43, 200
第 10 階層		169, 000 円以上 211, 200 円未満	49, 000	48, 100
第 11 階層		211, 200 円以上 301, 000 円未満	54, 000	53, 000
第 12 階層		301, 000 円以上 350, 000 円未満	57, 000	56, 000
第 13 階層		350, 000 円以上 397, 000 円未満	60, 000	58, 900
第 14 階層		397, 000 円以上	63, 000	61, 900

- 1 階層区分は、4 月から 8 月は前年度分の市町村民税、9 月から翌年 3 月は当年度分の市町村民税により決定する。
- 2 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しない（子どもの父母及び当該子どもの父母と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。）額とする。
- 3 利用者負担額は、子どもの父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。
- 4 利用者負担額の多子軽減については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等（保育所以外は在園証明書等の提出が必要）を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は上記の利用者負担額の半額とし、第 2 階層の 2 人目と 3 人目以降については 0 円とする。（いずれも 10 円未満の端数は切り捨て、給付単価を限度とする。）ただし、市町村民税所得割合算額が 57, 700 円未満（その世帯がひとり親世帯、または同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害者基礎年金等証書等の交付を受けている者）・その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町が認めた世帯）（以下「ひとり親世帯等」という。）については 77, 101 円未満）である場合について、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。
- 5 その他の利用者負担額の軽減措置として、ひとり親世帯等の子どもについては、市町村民税所得割額合算額が 77, 101 円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）の利用者負担額については、子ども・子育て支援法施行規則第 4 条に規定する保育料の認定区分が保育標準時間の場合は 5, 000 円とし、保育短時間の場合は 4, 900 円とし、第 2 子以降は 0 円とする。その場合、ひとり親世帯等は戸籍謄本、その他の場合はその内容を確認できるものの写しの提出が必要となる。
- 6 この利用者負担額のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収・上乗せ徴収の負担が生じる場合がある。

4. 教育施設の利用について

■利用手続きについて

保護者の就労等の利用条件はありませんので、ご希望の認定こども園へ直接申請してください。

■食材料費の実費徴収について

(1) 食材料費について

食材料費（主食費＋副食費）の実費徴収があり、徴収金額は施設ごとに異なります。

(2) 副食費の免除について

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 ※P7（2）①と同じ算定方法で判定されます。	第3子以降の児童 (第1子と第2子が小学校3年生以下の場合)

※副食費の免除対象者へは、別途通知します。

■預かり保育について

- ・施設により利用料金や実施時間等は異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業（夏休み期間等）に、保育施設と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しています。
- ・預かり保育は、1号認定の方は誰でも利用可能ですが、利用施設より利用人数に上限がある場合があります。
- ・預かり保育を利用する際は、ご希望の認定こども園（幼稚園部分）へ申請が必要です。
- ・保育を必要とする事由がある場合には、利用料の無償化を受けるため、子育てのための施設等利用給付認定（※P3 参照）の事前申請が必要となりますので、利用施設を通じて子ども家庭課へ申請書を提出してください。
- ・預かり保育利用料の無償化となる額は、1か月の間で施設へ支払った金額と1日あたり上限 450 円×利用日数（月の上限 11,300 円）のどちらか少ない方となります。

〈無償化の金額参考例〉

	①利用日数	②利用金額 (日額の場合)	③施設へ支払った金額 (①×②)	④無償化対象上限額 (450 円×①)	⑤無償化対象額 (③と④の低い方)
例 1	22 日	600 円	13,200 円	9,900 円	9,900 円
例 2	5 日	400 円	2,000 円	2,250 円	2,000 円

※上記の金額は参考例のため、具体的な料金等については利用施設へ直接お問い合わせください。

■施設の情報について（認定こども園（１号認定））

区分	認定こども園（教育部分（１号認定））									
	幼保連携型								幼稚園型	
施設 名称	菜の花こども園		大和すぎのこども園		すみれの花こども園		みやの森こども園		もみじが丘幼稚園	
設置 主体	社会福祉法人 たちばな会		社会福祉法人 柏松会		社会福祉法人 たちばな会		学校法人 たちばな学園		学校法人 おおとり学園	
住所	吉岡字館下 38 番地		吉岡字町裏 16 番地		吉岡まほろば一丁目 5 番地の 25		宮床字松倉 91 番地		もみじヶ丘二丁目 2 番地の 2	
電話	022-739-9056		022-344-0031		022-739-7263		022-346-2329		022-358-1414	
設置 日	平成 23 年 4 月 1 日		平成 25 年 4 月 1 日		平成 31 年 4 月 1 日		平成 3 年 4 月 1 日		平成 4 年 4 月 1 日	
職員 体制	園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・副園長・ 主幹保育教諭・ 事務員・ 保育教諭・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 栄養士・調理員・ 事務員		園長・ 副園長・教頭・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・事務員・ 環境整備員・ 栄養士・調理員		園長・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・ 幼稚園教諭・ 業務員	
利用 定員	8 名		9 名		9 名		180 名		57 名	
対象 児童	満 3 歳児から 未就学児		満 3 歳児から 未就学児		満 3 歳児から 未就学児		満 3 歳児から 未就学児		満 3 歳児から 未就学児	
教育 時間	平日	9：00～16：00	平日	9：00～13：00	平日	9：00～16：00	平日	10：00～14：00	平日	9：00～14：00
預かり 保育 時間	早朝	7：00～9：00	早朝	7：15～9：00	早朝	7：00～9：00	早朝	7：15～8：30	早朝	7：30～8：30
	夕方	16：00～19：00	夕方	13：00～18：15	夕方	16：00～19：00	夕方	14：00～19：15	夕方	14：00～18：30
上乗せ 徴収	月額 800 円		無し		月額 800 円		月額 6,000 円		無し	
給食	完全給食		完全給食		完全給食		完全給食		選択制 （完全給食または希望給食）	
給食費	主食費：月額 500 円 副食費：月額 3,300 円		主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,000 円		主食費：月額 500 円 副食費：月額 3,300 円		主食費：月額 1,500 円 副食費：月額 4,800 円		〈完全給食〉 主食費：月額 1,000 円 副食費：月額 4,850 円 〈希望給食〉 施設へお問合せください	
	※給食費については変動の可能性があります。※出席日数等により変動する場合がありますので、詳しくは施設へお問合わせください。									

※上記のほか、施設により入園料や教材費・行事費などの実費徴収、その他の負担が生じる場合があります。詳細については各施設へお問合わせください。

5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について

利用状況に変更が生じた場合は、利用されている施設へ届出をしてください。

（用紙は各施設で配布しております。）

変更内容	提出物	提出期日
1号認定から2号認定に変更する場合 ※申請時から状況が変わっている場合に限る。	・教育・保育認定変更申請書 ・保育が必要であることを 証明する書類	原則変更月の前月10日まで （翌月1日から適用）
2号認定から1号認定に変更する場合 ※申請時から状況が変わっている場合に限る。	・教育・保育認定変更申請書	原則変更月の前月10日まで （翌月1日から適用）
保育必要量（標準・短時間）を変更する場合	・家庭状況変更届	原則変更月の前月10日まで （翌月1日から適用）
認定の事由に変更があった場合 （求職活動・就労・疾病等）	・家庭状況変更届 ・新たな認定事由を証明する書類	随時
保育の認定事由が有期の場合で、期間が更新となった場合	・家庭状況変更届 ・保育が必要であることを 証明する書類	随時
保護者が離婚した場合	・家庭状況変更届 ・離婚したことがわかる書類	随時 （保育所等利用料は翌月適用）
住所の変更等、世帯状況に変更があった場合 （恒常的に変更する場合）	・家庭状況変更届	随時
退園する場合	・退園届	随時
大和町外へ転出する場合	・退園届 ※転出後は原則退園です。 ※同じ施設に通いたい場合は必ず 事前に子ども家庭課へ相談してくださ い。（P14 参照）	随時

※全て事前の提出が必要です。

6. 広域利用について

■大和町外の施設の利用を希望する場合（1号認定）

利用希望施設へ直接申請してください。

■大和町外の施設の利用を希望する場合（2・3号認定）

大和町にお住まいの方が大和町外の保育施設を利用する（広域入所）ためには、大和町と保育施設のある市町村とで協議を行い、許可を受ける必要があります。

双方で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度限りとなりますので、次年度も利用する場合は再度申請が必要です。また施設所在地の住民の利用が優先となるため、毎年利用調整の対象となります。

（1）利用申請ができる方

大和町外の施設の利用を希望する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・保護者の勤務地の都合により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・里帰り出産により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・大和町外から転入し、今まで通っていた施設を継続して利用したい場合

（2）利用する手続き

①事前に希望の保育施設がある市区町村に、次の内容を確認してください。

- ・利用申請が可能かどうか（住民以外の利用申請を受付けしていない市区町村もあるため、必ず確認してください。）
- ・希望する保育施設のある市区町村の申請締切日（大和町の期日と同じとは限りませんので必ず確認してください。）
- ・必要な申請書類や手続きに関する注意事項

②子ども家庭課へ申請をしてください。大和町への申請期限はP4記載のとおりです。

■大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合

大和町から転出した場合、1号認定の方は継続利用が可能ですが、2・3号認定の方は原則退園となります。

ただし、下記に該当する方は転出後も継続して利用できる場合がありますので、必ず転出前に余裕を持って子ども家庭課へ相談してください。

※2・3号認定の方で継続して利用できる場合

- ・最終学年であり、卒園まで通園を希望する方
- ・大和町に待機児童がいなく、かつ利用希望施設の定員に余裕がある場合

7. よくある質問

■利用申請について

NO.	質問	回答
1	申請をすれば必ず入れますか？	希望施設に空きがない場合や、空き人数を超える申請数があった場合は、入れない場合があります。
2	申請は早い方が有利ですか？	先着順ではありません。 利用調整は、期限内に申請をされた方の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に施設入所を決定します。
3	利用希望施設の欄は8施設すべて埋める必要がありますか？	無理に埋める必要はありません。入所が決定した後にキャンセルをしないよう、通う意思のある施設のみご記入ください。
4	施設の事前見学をしていなくても申請はできますか？	可能ですが、保育方針や実費徴収額は施設により異なりますので、事前の見学をお勧めします。 なお、障がい児保育を希望される方は、事前に希望施設または子ども家庭課へご連絡ください。
5	就労証明書が期日までに間に合いません。受付してもらえますか？	受付できません。入所申請に必要な書類が全てそろってから提出をお願いします。余裕をもってご準備ください。
6	祖父母と同居している場合、入所できませんか？	入所可能ですが、65歳未満の同居者がいる場合、その方が日常的に保育できないことが分かる書類（就労証明書等）の提出が必要です。提出がない場合は、利用調整で不利になります。
7	パートで働いていますが、正社員と比べると不利になりますか？	就労日数や就労時間での判断となりますので、雇用形態は利用調整に影響しません。
8	現在妊娠中ですが、出産前に申請はできますか？ （妊娠中の子のための申請）	できません。 お子さんが生まれてからの申請となります。
9	兄弟姉妹で申請をする場合、就労（内定）証明書は2枚必要ですか？	必要ありません。 児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申請書に、コピーを上のお子さんの申請書に添付してください。
10	申請の結果、入所できなかった場合は、毎月申請をする必要がありますか？	必要ありません。申請をした年度内は、3月まで毎月利用調整を行います。ただし、翌年度の入所申請については改めて申請手続きが必要となりますのでご注意ください。 なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再度手続きが必要となりますので、子ども家庭課へご連絡ください。
11	申請の結果、入所できず待機中ですが、育児休業延長のため、再度待機の証明が必要な場合、発行してもらえますか？	利用保留（待機）通知の送付は一度きりですが、利用希望月以降の申請状況について確認を行い書面で通知することは可能ですので、子ども家庭課まで申請してください。
12	入所した後に、別の施設に転園することはできますか？	利用中の施設に退所届を提出し、転園の申請をすることができます。ただし利用調整の結果、待機となる場合がありますのでよく検討してください。
13	単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？	単身赴任の場合でも、就労証明書等の提出は必要です。 また、家庭状況の欄は単身赴任中であることがわかるように記載してください。
14	1号（教育）認定と2号（保育）認定の併願はできますか？	可能です。1号認定は利用希望施設、2号認定は子ども家庭課へ申請してください。利用が決定した場合、片方の申請を取り下げる必要があります。

■ 保育施設の利用継続について

NO.	質問	回答
1	兄弟姉妹で申請をして、上（下）の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下（上）の子の預け先が決定するまで就労しなくても構いませんか？	就労等の保育が必要な理由が必要です。 ただし、下のお子さんが待機となったことにより育児休業を延長した場合、その年度末まで利用することができます。
2	現在保育施設等利用中の子どもがおり、下の子を出産予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？	生まれたお子さんの1歳の誕生日の前日までは育児休業中でも継続利用することができます。 なお、生まれたお子さんの1歳の誕生日時点で、上のお子さんが5歳児（最終学年）である場合は、育児休業中でも卒園まで利用が可能です。
3	小規模保育事業所または事業所内保育所の利用を考えていますが、卒園後（2歳児クラス終了後）はどうすればよいですか？	卒園する翌年度の申請時期に保育施設または幼稚園の入所申請が必要になります。なお、小規模事業所等が提携している保育園・認定こども園への入園を希望される場合は、優先的に利用調整されます。
4	求職活動で認定を受けており、定期的な活動を行っていますが、期間内に決まらないかもしれません。再度延長はできますか？	求職活動をしている実績（面接結果等）を確認させていただき、延長可否の判断を行います。求人閲覧のみを行っている場合等、求職活動を行っていることが確認できない場合は退所となります。

■ 町外からの申請・町外施設の利用（広域利用）について

NO.	質問	回答
1	町外に居住している場合でも申請はできますか？	利用開始日までに大和町に転入される場合は申請できます。 申請時点で転入先が明確にわかる書類（建物売買契約書等の写し等）の提出が必要です。（P5 参照）
2	町外の施設を利用することはできますか？	大和町と施設所在地市町村とで協議を行い、所在地市町村の許可があれば利用することができます。 また、申請には町外施設を利用する明確な理由（保護者の就労先が施設所在地市町村にある等）が必要です。なお、申請先は大和町になりますが、空き状況や受付が可能であるか等、事前に希望施設の所在地市町村へ確認したうえで申請してください。（P14 参照）

■ 利用時間について

NO.	質問	回答
1	保育標準（短）時間認定の場合、仕事が早く終わる場合でも、11（8）時間保育施設を利用できますか？	利用できる時間は、最長 11（8）時間の範囲内で保護者の就労等により保育が必要な時間（通勤時間も考慮）となりますので、ご家庭でお子さんと過ごす時間を大切にしてください。
2	保育短時間認定で利用しているのですが、勤務時間等が変更になったので、保育標準時間認定に変更することはできますか？	月間 120 時間以上の就労等（P29 参照）、保育標準時間の要件に該当することを確認できた場合は変更可能です。事前に利用施設または子ども家庭課へ、変更届および就労証明書等を提出してください。
3	1 号から 2 号へ変わると利用時間はどのように変わりますか？	就労時間等に応じて、教育時間から保育時間へ変更になります。（P3 参照）
4	保育標準（短）時間と預かり保育の違いはなんですか？	保育認定は年間通じて 1 日利用することが前提であることにに対し、預かり保育は教育時間の前後に必要な日だけ利用することが可能です。 また利用料も保育認定は住民税額により決定されるのに対し、預かり保育は各施設が設定する金額となります。

■ 保育所等利用料について

NO.	質問	回答
1	現在 2 歳児クラスですが、3 歳になれば無償化の対象となりますか？	2 歳児クラスの間は無償化の対象となりません。
2	認定こども園を利用中ですが、子どもが 3 歳になり 1 号認定に変更した場合、無償化の対象となりますか？	2 号または 3 号認定から 1 号認定へ変更した場合、無償化の対象となります。
3	祖父母と同居していますが、保育所等利用料の算定に含まれますか？	P7 を参照してください。
4	保育所等利用料がいくらになるか知りたいですが、電話で教えてもらえますか？	電話でお伝えすることはできません。本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参のうえ子ども家庭課までお越しください。なお、大和町で課税されていない方については、課税証明書の写し等を持参ください。

■ 認定変更について

NO.	質問	回答
1	認定こども園に 1 号認定で通っていますが預かり保育は利用できますか？	利用できます。受入人数や利用料等は施設により異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。ただし、無償化の対象となるには、子育てのための施設等利用給付認定が必要です。（P11 参照）
2	認定こども園に 1 号認定で通っていますが、就労先が決まったので 2 号認定に変更したいです。どのような手続きが必要ですか？	就労状況の変化等により、支給認定に変更の必要が生じた場合には、変更申請が必要です。保育を必要とする事由の確認書類等の提出が必要となりますので、ご利用中の施設を通して申請してください。

8. 施設一覧

区分	施設名称	設置主体	所在地 電話番号	利用定員 入所対象 児童	開所時間	その他の保育 サービス		
						延長 保育	一時預 かり	
認可保育所	大和町 もみじヶ丘 保育所	大和町	もみじヶ丘 三丁目 32 番地 1 Tel358-8555	120 人 生後 6 か月 ～未就学児	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	○	—	
	杜の丘保育園	社会福祉法人 宮城愛育会	杜の丘一丁目 13 番地内 Tel347-4711	120 人 生後 2 か月 ～未就学児	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	○	○	
事業所内	たいわっこ 保育園	社会福祉法人 まほろば	吉岡まほろば 二丁目 2 番地 4 Tel779-7787	8 人（地域枠） 生後 4 か月 から 2 歳児	平日・土曜 7:30～19:00	○	—	
小規模	バイリンガル 保育園吉岡	カラマンディ 株式会社	吉岡字古館 67 番地 Tel341-1652	12 人 生後 2 か月 から 2 歳児	平日・土曜 7:30～18:30	○	—	
	バイリンガル 保育園杜の丘	カラマンディ 株式会社	杜の丘一丁目 11 番地の 6 Tel779-6107	12 人 生後 2 か月 から 2 歳児	平日・土曜 7:30～18:30	○	—	
認定こども園	幼保連携型	菜の花 こども園	社会福祉法人 たちばな会	吉岡字館下 38 番地 Tel739-9056	90 人 生後 3 か月～ 未就学児	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	○	○
		大和すぎのこ こども園	社会福祉法人 柏松会	吉岡字町裏 16 番地 Tel344-0031	120 人 生後 2 か月 ～未就学児	平日 7:15～19:15 土曜 7:15～18:15	○	○
		すみれの花 こども園	社会福祉法人 たちばな会	吉岡まほろば 一丁目 5 番地 25 Tel739-7263	90 人 生後 3 か月 ～未就学児	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	○	○
		みやの森 こども園	学校法人 たちばな学園	宮床字松倉 91 番地 Tel346-2329	165 人 生後 3 か月 ～未就学児	平日 7:15～19:15 土曜 7:15～18:15	○	—
	幼稚園型	もみじが丘 幼稚園	学校法人 おおとり学園	もみじヶ丘 二丁目 2 番地の 2 Tel358-1414	20 人 満 3 歳児 ～未就学児	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～18:00	○	—

◎大和町もみじヶ丘保育所

所 在 地	宮城県黒川郡大和町もみじヶ丘三丁目3番地の1
電 話	022-358-8555
F A X	022-358-8555

1. 保育方針

「豊かな人間性を持った子どもを育成する」

「健康で明るい元気な子供を育成する」

「意欲を持って行動する子どもを育成する」

2. 保育目標

- ・よく食べ、よく眠り、元気に遊ぶ子ども
- ・考えたこと感じたことを表現できる子
- ・考えて行動する子ども
- ・みんなと仲良く遊べる子ども
- ・自分に自信の持てる子ども
- ・思いやりを持った子ども

3. 施設概要

敷地面積 3,035.59 m² 建物面積 979.34 m² 平成5年4月1日設置

4. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	たんぽぽ組 すみれ組	もも組 すずらん組	ちゅう りっぷ組	さくら組	ひまわり組	ゆり組

5. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】

7:00	随時登所	随時登所
	あそび	あそび
9:30	おやつ	保育活動
	保育活動	↓
11:00	給食	↓
11:30	↓	給食
12:00	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ・帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降所	随時降所
19:00	閉所	閉所

◎年間の主な行事

4月	はじめての式・お花見会
5月	個人面談
6月	子育て講座・保育参観・懇談会
7月	親子お楽しみ会・七夕会
9月	親子遠足
10月	親子運動会・芋煮会
11月	焼き芋会
12月	生活発表会・クリスマス会
2月	豆まき会・保育参観・懇談会
3月	ひな祭り会・お別れ会・修了式
4・10月：健康診断（内科・歯科）	
7・8月：プール活動・水遊び	
毎月：誕生会・避難訓練・身体測定	

◎杜の丘保育園

所 在 地	宮城県黒川郡大和町杜の丘一丁目13番地内
電 話	022-347-4711
F A X	022-347-4713

1. 保育方針

「こどもの人格を尊重し、こどものしあわせが自立した生活であることを信じ、ひとり立ち保育の方法をとる。」

2. 保育目標

元気で明るく 自己主張ができ 思いやりがあり 意欲的で 感謝することのできる子どもを育てる。

3. 施設概要

敷地面積 7,071.21 m² 建物面積 1,074.45 m² 平成27年4月1日設置

4. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	たんぽぽ	すずらん	すいせん こすもす	あさがお	あじさい	ひまわり

5. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】 ◎年間の主な行事

7:00	随時登園	随時登園
	自由あそび	自由あそび
9:30	朝の集まり おやつ	朝の集会
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	給食
12:30	お昼寝	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
15:30	帰りの準備	帰りの会
16:00	自由あそび	自由あそび
	随時降園	随時降園
18:00	延長保育 おやつ	延長保育 おやつ
19:00	閉園	閉園

4月	入園式
5月	遠足
6月	保育参観・懇談会
7月	七夕会、プール開き
8月	プール遊び
10月	けんこうまつり
12月	生活発表会、餅つき会
1月	風揚げ週間
2月	保育参観、節分
3月	ひなまつり会、お別れ会 卒園式、進級式
4月・10月：内科健診・歯科検診 毎月：避難訓練、誕生会、身体測定	

◎たいわっこ保育園

所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目2番地の4（まほろばの里内）
電話	022-779-7787
FAX	022-779-7786

1. 保育方針

「保育所保育指針」を基に、健やかな保育を目指す

生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う

2. 保育目標

子どもの発達についての的確に把握し、発達過程に応じた愛情ある保育をする

- ・子どもの一人一人の個性を大切にする・健康な心と体を育てる
- ・安全、安心できる環境をつくる・一人一人の子どもの心身の状態に応じた、栄養管理を行う・
- 色々な遊びを通じて、簡単なルールを身に付ける
- ・高齢者、地域の人々との触れ合いから、思いやりの気持ちを育てる
- ・保護者、家族との密接な連携を図る

3. 施設概要

敷地面積 9,973 m² 建物面積 321.7 m² 平成 28 年 4 月 1 日設置

4. クラス

年齢	0 歳児	1・2 歳児
クラス名	たんぽぽ	ちゅうりっぷ

5. 保育行事

◎日課 【0 歳児】 【1・2 歳以上児】

7:30	随時登園	随時登園
	自由あそび	自由あそび
9:30	おやつ	おやつ
9:40	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:00	離乳食	給食
12:30	お昼寝	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
15:20	帰りの会	帰りの会
16:00	自由あそび	自由あそび
	随時降園	随時降園
19:00	閉園	閉園

◎年間の主な行事

4 月	はじめの式
5 月	さつま芋の苗植え・保育参観
6 月	歯科活動
7 月	元気祭り・七夕会・水遊び
8 月	水遊び
9 月	敬老会
10 月	芋ほり・ハロウィン
11 月	クッキング
12 月	クリスマス会
1 月	新年会・保育参観
2 月	豆まき会
3 月	おわかれ会
年 2 回：内科健診・歯科検診 毎月：避難訓練、誕生日会、身体測定	

◎バイリンガル保育園吉岡

設 置 者	カラマンディ株式会社
所 在 地	宮城県黒川郡大和町吉岡字古館67番地
電 話	022-341-1652
F A X	022-341-1653

1. 保育方針

ACTIVE（元気）BRAVE（挑戦）CONSIDERATE（思いやり）

「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより、日本語と英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な自立した子どもの育成を目指す。

3. 施設概要

敷地面積 350 m² 建物面積 147.1 m² 平成29年4月1日設置

4. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児
クラス名	みかん組	いちご組	ばなな組

5. 保育行事

◎日課

7:30	随時登園
9:20	おやつ
9:30 ～	朝の会 保育活動
10:50	英語のレッスン
11:00	給食
12:00 ～	午睡
15:00	
15:30	おやつ
15:50	帰りの会・自由遊び
	随時降園
18:30	閉園

◎年間の主な行事

4月	お花見
6月	保育参観
7月	七夕会、夏祭り
8月	すいか割り
9月	ピクニック
10月	ハロウィンパーティー、保育参観
11月	おいもパーティー
12月	クリスマス会
2月	豆まき会
3月	ひな祭り会、お別れ会
年2回：内科健診・歯科検診	
毎月：誕生会、身体測定、避難訓練	

◎バイリンガル保育園杜の丘

設 置 者	カラマンディ株式会社
所 在 地	宮城県黒川郡大和町杜の丘一丁目11番地の6
電 話	022-779-6107
F A X	022-779-6107

1. 保育方針

ACTIVE（元気）BRAVE（挑戦）CONSIDERATE（思いやり）

「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたいあたたかい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより日本語と英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な自立した子どもの育成を目指す。

3. 施設概要

敷地面積 456.71 m² 建物面積 126.75 m² 平成29年4月1日設置

4. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児
クラス名	さくら組	たんぽぽ組	ちゅうりっぷ組

5. 保育行事

◎日課

7:30	随時登園
9:30	朝のおやつ
9:50 ～	朝の会 保育活動
10:50	英語のレッスン
11:00	給食
12:00 ～	お昼寝
15:00	
15:20	午後のおやつ
16:00	帰りの会・自由遊び
	随時降園
18:30	閉園

◎年間の主な行事

4月	お花見パーティー
5月	遠足ごっこ
6月	内科検診
7月	七夕パーティー
8月	すいか割りパーティー・歯科検診
9月	芋煮会
10月	ハロウィンパーティー・保育参観
11月	内科検診・お芋パーティー
12月	クリスマスパーティー
2月	豆まきパーティー
3月	ひな祭りパーティー・ お別れパーティー
年2回：内科健診 年1回：歯科検診 毎月：誕生会・身体測定・避難訓練	

◎菜の花こども園

所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡字館下38番地
電話	022-739-9056
FAX	022-345-2130

1. 教育理念

- ①きちんとする、じゆうにする。
- ②からだも、こころも、じょうぶに。
- ③話しあえる、きもちを表現できる。
- ④もりで、ふしぎにであう。

2. 施設概要

敷地面積 3,099.76㎡ 建物面積 921.66㎡ 平成23年4月1日設置

3. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	ふたば組	つぼみ組	もも組	すみれ組	たんぽぽ組	ひまわり組

4. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】

7:00	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:15	おやつ・帰りの会	おやつ・帰りの会
16:00	あそび・随時降園	あそび・随時降園
19:00	閉園	閉園

◎年間の主な行事

4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつま芋の苗植え・ 個人面談・田植え
6月	保育参観
7月	サマーデifestiバル・七夕会
9月	運動会
10月	いも掘り・焼き芋大会・稲刈り ハロウィーンパーティー
11月	地域交流会・姉妹園との交流会
12月	クリスマス発表会
1月	餅つき大会・個人面談
2月	保育参観・作品展・お店やさんごっこ
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
5月・10月：健康診断（内科・歯科） 毎月：誕生会・身体測定・避難訓練	

◎大和すぎのこども園

所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡字町裏16番地
電話	022-344-0031
FAX	022-344-0032

1. 教育・保育の基本方針

「豊かな愛情」 「最もふさわしい生活の場」
「保護者との協力」「地域の子育て支援」

2. 教育・保育目標

- ・心身ともにたくましい子ども
- ・楽しい仲間づくりができる子ども
- ・意欲を持って遊び、学べる子ども
- ・自分の考えをしっかりと伝えることができる子ども
- ・友だちの気持ちを考え、理解し、受け止められる子ども
- ・豊かな感性と創造力で表現できる子ども

3. 施設概要

敷地面積 4,044.53 m² 建物面積 1091.52 m² 平成25年4月1日設置

4. クラス

年齢	0歳児	0歳児	1歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	あひる	ねこ	うさぎ	しまうま	くま	らいおん	ぞう	きりん

5. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】

7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:30	おやつ	朝の集まり
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	↓
11:15	↓	給食
12:00	お昼寝	↓
12:30	↓	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
16:00	あそび	帰りの会
	随時降園	あそび・随時降園
19:15	閉園	閉園

◎年間の主な行事

4月	入園式
5月	こどもの日会
6月	プール開き・保育参観・懇談会
7月	七夕会・夏まつり
9月	プール納会
10月	運動会・収穫祭
12月	発表会・もちつき会・クリスマス会
2月	豆まき会・保育参観・懇談会
3月	ひな祭り会・お別れ会・卒園式
4・10月：健康診断（内科・歯科） 毎月：誕生会・避難訓練・身体測定	

◎すみれの花こども園

所在地	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目5番地の25
電話	022-739-7263
FAX	022-739-7264

1. 教育理念

- ①きちんとする、じゆうにする。
- ②からだも、こころも、じょうぶに。
- ③話しあえる、きもちを表現できる。
- ④もりで、ふしぎにであう。

2. 施設概要

敷地面積 2,990.31 m² 建物面積 834.72 m² 平成31年4月1日設置

3. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	まつぼっくり	いちよう	かえで	うめ	ふじ	つばき

4. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】 ◎年間の主な行事

7:00	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	お昼寝
15:15	おやつ・帰りの会	おやつ・帰りの会
16:00	あそび・随時降園	あそび・随時降園
19:00	閉園	閉園

4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつま芋の苗植え・ 個人面談・田植え
6月	保育参観
7月	サマーデifestiバル・七夕会
9月	運動会
10月	いも掘り・焼き芋大会・稲刈り ハロウィーンパーティー
11月	姉妹園との交流保育
12月	クリスマス発表会
1月	餅つき大会・個人面談
2月	保育参観・作品展・お店やさんごっこ
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
5月・10月：健康診断（内科・歯科） 毎月：誕生会・身体測定・避難訓練	

◎みやの森こども園

所在地	宮城県黒川郡大和町宮床字松倉91番地
電話	022-346-2329
FAX	022-346-2267

1. 教育理念

- ・ どうしてだろうと、不思議に思う。 ・ 観察して、手がかりをつかむ。
- ・ 自分だけの言葉や絵で、表現する。 ・ だれかをおもいやって、やさしくする。

2. 教育方針

- ・ 自然とふれあいを通して思いやりややさしさを育てる。
- ・ ひとりひとりを大切に個性を育てる。
- ・ 明るく元気に挨拶できる子どもを育てる。

3. 施設概要

敷地面積 49,907.99 m² 建物面積 2,618.51 m² 平成3年4月1日設置

4. クラス

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	どんぐり	はっぱ あさがお	すずらん	とんぼ	でんでん てんとうむし ちょうちょ	すずめ きつつき ふくろう	うさぎ りす ももんが

5. 保育行事

◎日課 【3歳未満児】 【3歳以上児】

7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	↓
9:30	朝の会	↓
10:00	保育活動	朝の会, 保育活動
11:30	給食	↓
12:00	↓	給食
12:30	お昼寝	↓
13:00	↓	帰りの会
15:15	おやつ・帰りの会	おやつ
16:00	あそび・随時降園	随時降園
19:15	閉園	閉園

◎年間の主な行事

4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつま芋の苗植え・田植え・個人面談
6月	保育参観
7月	サマーデイキャンプ
9月	祖父母参観
10月	運動会・芋掘り・焼き芋大会・ 稲刈り・作品展
11月	みどりの森のコンサート・自由保育参観
12月	クリスマスお遊戯会・おにぎり作り
1月	もちつき大会・個人面談・陶芸教室
2月	豆まき
3月	お別れ会・ひなまつり・卒園式
年2回：健康診断（内科・歯科）	
毎月：誕生会・身体測定・避難訓練	

◎もみじが丘幼稚園

所在地	宮城県黒川郡大和町もみじヶ丘二丁目2番地の2
電話	022-358-1414
FAX	022-358-1414

1. 教育方針

本園は、キリスト教の精神に基づく人格教育と調和的発達を目指す全人教育を理念とし、平和の礎となる「愛のある子ども」を育てる。

2. 教育目標

「健康なこども」	基本的生活習慣を身に付け、健全な心身を持ち、自ら見通しを持って考え、自信を持って行動しようとする子ども
「主体性のある子ども」	様々な事象に興味・関心を抱き、豊かな感性・創造性・思考力をもって自ら積極的に関わろうとする子ども
「協調性のある子ども」	様々な人と関わる中で人の愛情や信頼を感じ、人の思いやりや考えに気づき、より良い関係を築こうとする子ども

3. 施設概要

敷地面積 4,162 m² 建物面積 1,146 m² 平成4年4月1日設置

4. クラス

年 齢	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
クラス名	もも組	たんぽぽ組 ちゅうりっぷ組	ひまわり組	ばら組

5. 保育行事

◎日課

7:30	随時登園
9:00	着替え・自由遊び
10:00	朝の会・クラス活動
12:00	昼食
13:00	自由遊び
13:30	着替え・帰りの会
14:40	お昼寝
15:40	おやつ
16:00	外遊び・随時降園
18:30	閉園

◎年間の主な行事

4月	入園式
5月	親子遠足・園外保育
6月	花の日礼拝
7月	年長組キャンプ
9月	運動会
10月	芋ほり・お店屋さんごっこ
11月	収穫感謝祭
12月	クリスマス会
1月	年長組そりすべり
2月	もちつき・うたのかい
3月	卒園式
健康診断（内科・歯科）・身体測定・避難訓練・毎月：誕生会	

大和町保育所等利用調整基準

1. 利用優先順位に関する基準指数

父母が児童を保育できない状況を、その内容に応じて指数化したもの。児童の父母それぞれにつき10点を上限（父母合計で20点が上限）。

区 分	事 由	保護者の状況等		基準 指数	保育の必要量
		類 型	細 目		
第 1 号	就 労 ※ 1 か 月 64 時 間以上	居 宅 外 就 労 自営業中心者	1 か月 160 時間以上	10	保 育 標 準 時 間
			1 か月 140 時間以上	9	
			1 か月 120 時間以上	8	
			1 か月 100 時間以上	7	保 育 短 時 間
			1 か月 80 時間以上	6	
			1 か月 64 時間以上	5	
		自営業協力者 ※注 1	1 か月 160 時間以上	8	保 育 標 準 時 間
			1 か月 140 時間以上	7	
			1 か月 120 時間以上	6	
			1 か月 100 時間以上	5	保 育 短 時 間
			1 か月 80 時間以上	4	
		1 か月 64 時間以上	3		
居宅内就労		平均月収が 5 万円を超える場合は自営業協力者を適用	3	保 育 短 時 間	
農 業	中心者	第 1 号の細目の基準に基づく	5～10	保 育 標 準 時 間	
	協力者		3～8	保 育 短 時 間	
第 2 号	出 産	妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後の場合	10	保 育 標 準 時 間
第 3 号	疾 病 負 傷 障 害 等	入 院	1 か月以上	10	保 育 標 準 時 間
			2 週間を超え 1 か月未満	8	
			自 宅 療 養	週 4 日以上の通院が必要な場合	
		常時病臥・感染症等		10	
		上記以外で日常生活に著しく支障があり介助が必要な場合		8	
		一般療養（制限はあるが身の回りのことは自分でできる場合）		4	保 育 短 時 間
		障 害	身体手帳 1・2 級, 療育手帳 A, 精神手帳 1 級	10	保 育 標 準 時 間
			身体手帳 3 級, 療育手帳 B, 精神手帳 2 級	7	
上記以外で必要と思われるもの	4		保 育 短 時 間		
第 4 号	介 護 看 護 ※1 か 月 64 時 間以上	通院・通所・ 入院の付添い (別居親族も同様)	1 か月 160 時間以上	10	保 育 標 準 時 間
			1 か月 140 時間以上	9	
			1 か月 120 時間以上	8	
			1 か月 100 時間以上	7	保 育 短 時 間
			1 か月 80 時間以上	6	
			1 か月 64 時間以上	5	
		自 宅 介 護 ・ 看 護 (別居親族も同様)	介護を要する要介護 4 以上, 身体手帳 2 級以上, 療育手帳 A, 精神手帳 1 級	10	保 育 標 準 時 間
			介護を要する要介護 3 程度, 身体手帳 3 級, 療育手帳 B, 精神手帳 2 級	7	
			上記以外で必要と思われるもの	4	保 育 短 時 間
第 5 号	災害復旧	災害復旧	震災, 風水害, 火災, その他の災害復旧のため保育ができない場合	3～10	保 育 標 準 時 間
第 6 号	求職活動	求職活動	求職活動を継続的に行なっている場合（起業の準備も含む）	3	保 育 短 時 間
第 7 号	就 学 ・ 職 業 訓 練 等 ※1 か月 64 時間 以上	学 校 ・ 職 業 訓 練 校 等 へ の 通 学	1 か月 160 時間以上	9	保 育 標 準 時 間
			1 か月 140 時間以上	8	
			1 か月 120 時間以上	7	
			1 か月 100 時間以上	6	保 育 短 時 間
			1 か月 80 時間以上	5	
			1 か月 64 時間以上	4	
第 8 号	虐 待 ・ D V	虐 待 ・ D V ※公の機関に相談等をし、適当と 認められた場合適用	虐待・DVが認められる場合（緊急度：高）	10	保 育 標 準 時 間
			虐待・DVが認められる場合（緊急度：中）	9	
			虐待・DVが認められる場合（緊急度：低）	8	
第 9 号	育児休業時の継続利用		育児休業期間中も引き続き保育が必要な場合 ※1 年を上限とする	10	保 育 標 準 時 間
第 10 号	町認定	養育支援※虐待・DV以外の社会的 養護※公の機関に相談等をし、 適当と認められた場合	支援度（高）	10	保 育 標 準 時 間
			支援度（中）	9	
			支援度（低）	8	
		親不在	死亡, 離婚, 行方不明, 拘禁等	10	保 育 標 準 時 間
		その他	前各号掲げるもの意外で保育が必要と認められる場合（保育の必要性高）	8～10	保 育 標 準 時 間
			前各号掲げるもの意外で保育が必要と認められる場合（保育の必要性低）	3～7	保 育 短 時 間

2. 児童及び世帯に対する調整指数

児童及び家庭の状況に応じ、基準指数に加算・減算するもの。

区分	調整項目			調整指数
児童調整	児童自身特殊事情	児童の心身に障がい等があり加配（保育士の配置が認められた場合）	1:1 加配	+ 5
			2:1 加配	+ 3
			3:1 加配	+ 1
		その他必要と認めた場合	上記に準ずる	+ 1 ~ + 5
	待機児童登録	前年度以前より利用申請をしているが、利用保留となり待機児童として町に登録がある者 ※利用決定後の辞退者を除く	待機年数 1 年毎に右記指数を加算	+1
	兄弟姉妹同時申請	当該年度の利用申請時に兄弟姉妹が同時に申請をした場合	児童 1 名毎に右記指数を加算	+ 1
	兄弟姉妹入所	既に保育所等を利用している兄弟姉妹がいる場合	児童 1 名毎に右記指数を加算	+ 2
	転園希望	異なる保育所等を利用している兄弟姉妹が、双方の保育所等へ転園希望をした場合		+ 3
	連携特例	3 歳未満児専用保育所等を卒園予定で連携施設での施設利用が困難な場合		+ 3
	認可外保育施設利用	認可外保育施設を月極契約して利用している児童の場合（事業主が従業員のために設置している保育施設の従業員枠の利用児童を除く）		+ 2
	期限内申請	当該年度の利用申請提出期限内に申請があった場合		+ 1
	利用希望日	当該年度 6 月以降の利用希望日の場合	1 か月毎に右記指数を減算	- 1
	その他	上記以外で特に認められる事項		- 10 ~ + 10
世帯調整	生活保護世帯	生活保護世帯の場合		+ 3
	特別支援世帯	虐待・DV・養育支援等の特別支援が必要な世帯の場合		+ 3
	父母不存在世帯	両親のいずれも監護していない場合		+ 3
	ひとり親世帯（同居なし）	ひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯で祖父母等の同居がない場合		+ 3
	ひとり親世帯（同居あり）	ひとり親（母子家庭・父子家庭）世帯で祖父母等の同居がある場合		+ 2
	単身赴任世帯（同居なし）	父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がない場合		+ 2
	単身赴任世帯（同居あり）	父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がある場合		+ 1
	多子世帯の児童	第 3 子以降の児童の申請の場合		+2
	保育士世帯の児童	児童の保護者が保育士等として町内施設に勤務している場合		+ 5
		児童の保護者が保育士等として町外施設に勤務している場合		+2
	産休・育休明け世帯	産休・育休明けで利用申請をした場合（産休・育休明け後 6 か月以内に限る）		+2
	祖父母等支援（同居等）	65 歳未満の祖父母等の親族又はその他の者と同居（同一敷地内含む）している場合 ※支援者 1 名につき右記指数を減点		- 2
	祖父母等支援（30 分以内）	保育の支援が必要な際、30 分以内に祖父母等の支援が可能な場合 ※支援者 1 名につき右記指数を減点		- 1
	滞納者	保育所等利用料に滞納がある世帯 ※特別な事情がある場合を除く		- 20
	その他	上記以外で特に認められる事項		- 10 ~ + 10

3. 指数が同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数の合計指数が同点の場合に、優先順位を判定するための基準。

優先順位	内 容
1	大和町に住所がある者
2	基準指数の合計が高い者
3	保育の必要量が「保育標準時間認定」の者
4	利用希望日が早い者
5	指数の減点がない者
6	区分の優先順位が高い者 ※保護者の利用優先順位区分を以下のいずれか低い方で判定するもの。 【優先順位】 ①第 10 号：町認定（親不在・養育支援等） ②第 8 号：虐待・DV ③第 5 号：災害復旧 ④第 3 号：疾病・負傷・障害 ⑤第 2 号：出産等 ⑥第 1 号：就労（居宅外・自営業本人） ⑦第 4 号：介護・看護 ⑧第 7 号：就学・職業訓練等 ⑨第 1 号：就労（居宅内就労・自営業協力者等） ⑩第 6 号：求職活動 ※第 9 号：育児休業時の継続利用は配慮項目（継続児童と同様に調整）
7	申請日が早い者（当該年度の利用申請提出期限内に申請の場合を除く）
8	世帯の状況：保育所等利用料を算定する際の市町村民税所得割額の低い順

大和町病後児保育施設のご案内

大和町では、令和3年4月から病後児保育を開始しました。

お子さんが病気の回復期であり、集団保育などが難しいとき、かかりつけ医の診断により保育を実施します。

実施施設	名称：大和町病後児保育室 ☎022-344-7505 住所：大和町吉田字北谷地1番地の1地内（公立黒川病院駐車場内）
対 象 者	満1歳から小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する者 ①大和町内に住所を有する者 ②大和町内の事業所に保護者が勤務している者 ③富谷市・大郷町・大衡村に住所を有する者
開 所 日	月～金曜日（祝日・年末年始除く）
開所時間	午前8時～午後6時まで
利用料金	1日あたり2,000円（昼食・おやつは持参）
利用方法 の流れ	①事前登録（無料） ②かかりつけ医の診察・空き状況の確認（予約） ③利用
運営法人	一般社団法人 地域医療振興協会 公立黒川病院
そ の 他	・<u>利用するためには、必ず事前登録が必要になりますので、冬場の感染症等が流行する前に登録をしていただくことをお勧めしております。</u> ・専門スタッフ（保育士2名）が保育室に常駐しておりますので、お気軽にお問い合わせください。（問合せ時間：午前8時30分から午後5時まで）

